

vol.114 リース会計（現行制度と今後の方向性）

リース取引に関する会計処理について、現行の会計基準と今後の方向性（使用権モデル）についてご説明します。

（1）現行制度におけるリース会計

「リース取引」とは、特定の物件の所有者たる貸手（レッサー）が、当該物件の借手（レシー）に対し、合意された期間（以下「リース期間」という。）にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（以下「リース料」という。）を貸手に支払う取引をいいます（リース取引に関する会計基準4項）。

リース取引は法的形式上、賃貸借取引に当たります。しかし、リース取引の中にはその経済的実態が当該物件を売買した場合と同様の状態にあると認められる取引が多くあります。会計上は、リース取引をその経済的実態に応じてファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類します。そして、ファイナンス・リース取引については通常の売買取引に準じて資産と負債を認識し、オペレーティング・リース取引については賃貸借取引に準じてリース料を費用計上します。

（2）リース会計の今後の方向性

国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）がリースに関する会計基準の見直しを共同で進めました。その結果、すべてのリース取引は物件を使用する権利を取得し、支払義務を表わす負債を負っているものと認められるため（使用権モデル）、すべてのリース取引について単一の会計処理を適用することを公表しました（IFRS 第16号「リース」）。使用権モデルによると、原則としてすべてのリース取引について資産と負債を認識することになります。

リース契約における原資産を使用する権利とその対価を支払う義務は、リース契約の締結により借手に生じる権利と義務です。それらの権利及び義務を借手の資産及び負債として認識していく使用権モデルの基本的な考え方は、ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かによって大きく異なる会計処理となっている現行の会計基準に比べて、一定の財務報告の改善につながると考えられています。また、会計基準のコンバージェンスの観点から、日本の会計基準も使用権モデルの考え方にシフトしていくことが考えられます（リース会計に関する論点整理 論点1-1）。

今後の動向にご留意ください。